

インフルエンザの対応について

R5年1月 浦添高校保健室



今年の冬は、インフルエンザと新型コロナウイルスが同時流行しています。感染を防ぐ方法は同じです。引き続き感染予防を心がけましょう。

インフルエンザは学校保健安全法第19条により、本人の療養と他生徒への感染防止のために「出席停止措置」をとるよう定められています。以下の対応をご確認ください。

<インフルエンザの出席停止期間>

◆発症から5日間経過し、かつ解熱後2日間経過するまで。

※インフルエンザには濃厚接触者はありません。家族にインフルエンザの方がいても本人に症状がなければ登校できます。

※登校する際に「インフルエンザ届」と薬の説明書などを保健室へ提出してください。

診断書は必要ありません。（「インフルエンザ届」は保護者記入）

↑「インフルエンザ届」は、学校のHPからダウンロードできます。

インフルエンザ いつから登校していいの？ 小・中・高校版

登校していいのは、この2つがそろった時

解熱後 **2**日経過している

+

発症後 **5**日経過している

※発熱がみられた日を発症とします

※ただし、医師に「感染のおそれがない」と認められた時は登校してもOK

ケース	発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
ケース1	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	OK!	
ケース2	発症	発熱	発熱	解熱	解熱	OK!		
ケース3	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	OK!	